

# 給水装置工事ハンドブック 改正箇所一覧

## 1. 給水装置工事ハンドブック本文

ページ	項目等	改正内容
目次	目次	文言、項目番号、頁番号の修正
全体	誤字・脱字	誤字、脱字の修正
-	構成の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4章 構造材質の基準」の項目整理。</li> <li>「3.耐圧性能基準」～「8.耐久性能基準」を「2.給水管及び給水用具の性能基準」内の項目とし、「10.配管工事の耐圧試験」～「16.寒冷地対策」を「9.給水装置のシステム基準」内の項目とした。</li> <li>「18.工事検査」「19.維持管理」「20.その他」を「第3章 給水装置工事施工方法 - 10.給水装置の施工」内の項目とした。</li> <li>・P52「給水管の埋設深さ及び占用位置」とP53「給水分岐の補足事項」の順序を入れ替え。</li> </ul>
3	給水装置工事業者の指定の基準	<p>指定業者の欠格条項について以下の重複項目を削除。</p> <p>事業所ごとに、法第25条の4第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>次のいずれにも該当しないものであること。</p>
40	給水装置工事の配管図に使用する表示線	<p>メーター記号の記載方法を追加。</p> <p>新設（加入金の納付が必要な場合）…赤色</p> <p>既設（加入金の納付が不要な場合）…青色</p> <p>増口径…Mの文字を赤色、印を青色（口径変更である旨記載する）</p> <p>減口径…青色（口径変更である旨記載する）</p>
52・55	給水分岐の補足事項 水道メーターの設置	<p>アパートのメーター位置に関して以下のとおり表現を変更し「（P55）水道メーターの設置」へ移動。</p> <p>「アパート配管におけるメーター位置については、1次バルブからすぐまたは玄関前等検針の行いやすい位置に設置することとし、配管についても所要水頭を考慮し、最短経路で敷設すること。」</p>
52	給水分岐の補足事項	<p>「タコ足配管は行わないこと。」を以下のとおり変更。</p> <p>「公道部に縦断で複数の給水管を配管しないこと。」</p>
54	止水栓の設置	<p>以下の文言を追加。</p> <p>「一つの引込みに複数のメーターを設置する場合、メーターに直結する止水栓とは別に第一止水栓を設置する。」</p>
59	現場管理	<p>重複する文言を削除し、整理整頓・清掃に関する記述を追加。</p> <p>&lt;削除&gt;「工事施工者は、本復旧工事施工までに常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合又は道路管理者から指示を受けたときは、直ちに修復する。」</p> <p>&lt;追加&gt;「工事現場の掘削土砂、工事用機械器具及び材料、不用土砂等の集積が交通の妨害、付近住民の迷惑又は事故発生の原因とならないようにそれらを整理し、又は現場外に搬出し、現場付近は常に整理整頓しておく。また、現場付近の道路側溝の詰まり、堀への泥はね等がある場合は速やかに清掃する。」</p>

## 2. 参考資料

ページ	項目等	改定内容
4	水道メーターの設置	給水装置配管の標準施工図をHPPE仕様に変更

### 3. 給水装置工事申請関係書類

ページ	項目等	改定内容
一覧	解説、関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解説の修正               <ul style="list-style-type: none"> <li>1.給水装置申請書・・・「上水道用」の文言削除</li> </ul> </li> <li>・ハンドブック引用箇所の変更               <ul style="list-style-type: none"> <li>11.確約書（構造物下に主配管）、12.確約書（浄水器等の使用）</li> <li>13.確約書（受水槽方式が望ましい施設）、14.申込書（飲用に使用しない受水槽）</li> <li>21.給水装置工事設計変更・工事中止届</li> </ul> </li> <li>・押印不要書類の明示               <ul style="list-style-type: none"> <li>4.設計審査申請書、7.給水装置代理人選定（変更）届、14.申込書（飲用に使用しない受水槽）</li> <li>15.寄附申込書、18.工事検査申請書、21.給水装置工事設計変更・工事中止届</li> </ul> </li> </ul>